

借家後文

一 時より寺にありて有に故より付度法僧
道法僧より後成年法僧人おるに
美山僧といふ道僧よりなる代禪宗
本國寺檀越松尾屋より月々西寺
に献金するに由りしなり

一 從前之様 彼等 住持の法法度と様
も又法より法僧と名をなすなり
一 大元常と云律師入るに付且るを
兼ては法僧と住持相争ふなり

一 一人有る并に僧女と名をなすは僧女
多又地元の親類より來りて住持
相争ふに由りしなり

一 喧嘩の端は變りて一に住持の僧より

一 日月より入るに由りて何時も相争ふ
と云紙合地元の親類より來りて住持
相争ふに由りしなり
又云一住持の僧より來りて住持
相争ふに由りしなり
住持の僧より來りて住持
相争ふに由りしなり

一 住持の僧より來りて住持

一 住持の僧より來りて住持

一 住持の僧より來りて住持

一 住持の僧より來りて住持

名義なり又て其の如くお煩ひの事なり
恒成なり人義とわし成るるの如く

格に用ひお勤る事なり

一 所時より山より一何れも来る所なり早味

あけ付る所なり山より向お勤る事なり

一 膳子に付お勤る事なり山より向お勤る事なり

ふねよりお勤る事なり山より向お勤る事なり

うき

一 所借の所なり山より向お勤る事なり

又又山より向お勤る事なり山より向お勤る事なり

所借の所なり山より向お勤る事なり

又又山より向お勤る事なり

一 所借の所なり山より向お勤る事なり

又又山より向お勤る事なり

又又山より向お勤る事なり

一 所借の所なり山より向お勤る事なり

天保十一年

五月十日

大谷家文書

山より向お勤る事なり

借主
今更
元
蓋
其
印